

(事業者・教育機関・船員の皆様へのお知らせ)

改正された国際条約に対応するため、
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則を改正し、
平成26年4月1日より新しい制度が導入されます。

平成26年3月
国土交通省海事局海技課

主な変更点

1. 海技士(航海)の方の海技免状には、原則として、能力限定(以下「非ECDIS限定」という。)が付与されます。

限定を解除するには、「登録ECDIS講習」修了証明書が必要。

2. 海技免状を更新する際の更新要件については、従来の

- ・海技免状有効期間内(5年間)における1年以上の乗船履歴があること

- ・海技免状更新講習の受講(または、同等業務認定を受けること)

これらの他、以下の場合でも更新が可能となります。

- ・更新を申請する日以前の6月以内における合計3月以上の乗船履歴があること

(補足)電子海図情報表示装置(ECDIS)とは

電子海図情報表示装置 (Electronic Chart Display and Information System(ECDIS))とは

- 画面上に電子海図、AIS (船舶自動識別装置)、ARPA (自動衝突予防援助装置)、レーダー等の情報や、船位、方位、船速などの航海情報を表示し、操船者を支援するシステムである。
- 航路計画の作成並びに航路の監視などを行うことが可能。



JRC JAN-901B



FURUNO FMD-3000

※画像は各社ホームページ等より抜粋

海技免状の取扱いについて(1)

平成26年4月1日から平成28年12月31日まで

○発給時の条件により、海技免状が二種類(黄色の免状と緑色の免状)のいずれかに分かれて交付されます。

○ECDIS搭載船舶に乗組むことが出来るか否かは、免状の色が黄色か緑色かで判断することになります。(非ECDIS限定表記の有無は関係ありません。)

黄色の海技免状は、ECDIS搭載船舶に乗組むことができますが、緑色の海技免状は、ECDIS搭載船舶に乗組むことはできません。

非ECDIS限定が付されない方

非ECDIS限定が付される方のうち、

平成26年4月1日以降に海技免状を更新する方、引き換える方、進級取得する方(※1)

(※1)進級取得時における「乗船履歴」について平成25年6月30日以前の乗船履歴が1日以上ある方



ECDIS搭載船乗り組み可

非ECDIS限定が付される方のうち、

平成26年4月1日以降に海技免許を取得する方又は進級取得する方(※2)

(※2)進級取得時における「乗船履歴」について平成25年7月1日以降の乗船履歴のみをもって進級取得する方



ECDIS搭載船乗り組み不可

海技免状の引換え

海技免状の引換え申請には、

- ・海技免状引換え申請書(右書類)
 - ・所有している海技免状
- をご用意ください。

※引換え手数料は無料です。

※海技免状の有効期限は変更されません。

※非ECDIS限定解除申請は、
限定解除申請手続きにそって行ってください。

別記様式(附則第12条関係)

海 技 免 状 引 換 え 申 請 書

年 月 日

海技免状を引き換えたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者氏名
現 住 所

1. 海技免状の種類

2. 免状番号

3. 出生年月日

4. 本籍(都道府県名)又は国籍

※5. 免状交付年月日

※印欄は記入しないで下さい。

改正のあった申請書様式について

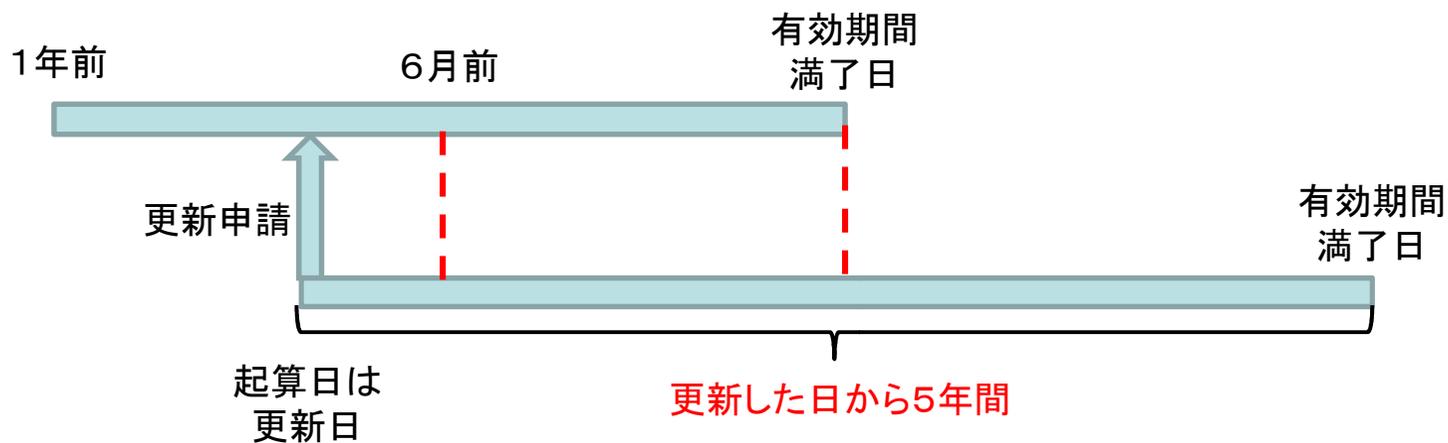
○改正のあった次の①～⑦の各申請書等は、平成26年4月1日以降も旧様式を使用できます。

- ①海技免許申請書、②履歴限定解除(変更)申請書、③登録事項(海技免状)訂正申請書、④海技士身体検査証明書、⑤海技免状用写真票、⑥締約国資格受有者身体検査証明書、⑦小型船舶操縦士身体検査証明書

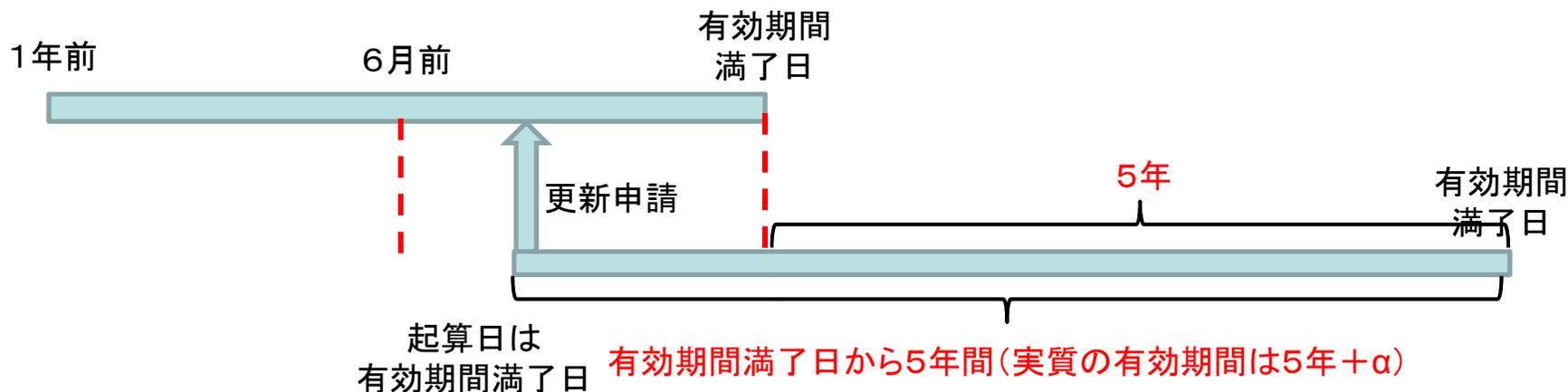
海技免状の有効期間の起算日のルールが以下のように変更になります。

※小型船舶操縦免許証は現行どおりです。

○有効期間満了日1年前～6月よりも前に更新した場合



○有効期間満了日より6月前～満了日までに更新した場合

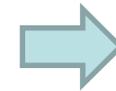


同時更新を行う場合の有効期間起算日について

海技免状・操縦免許証の同時更新（複数の海技免状の場合を含む。）の場合、有効期間の起算日のルールは以下のようになります。

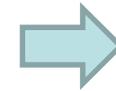
※同時更新は、申請の際に申請書の所定の欄にチェックを付けてください。

○更新申請する海技免状の中で申請日から有効期間満了日までの期間が6ヶ月よりも前のものが一つでもある場合（更新期間が到来していない海技免状がある場合を含む。）



起算日は更新日

○更新申請する海技免状の中で申請日から有効期間満了日までの期間が6ヶ月以上のものがない場合



起算日は
有効期間満了日の翌日

※最も早く満了日が到来する免状が基準です。

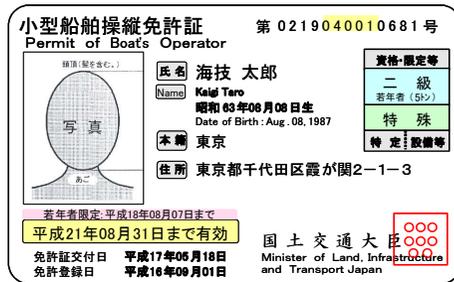
海技免状及び操縦免許証の有効期間の起算日が揃うこととなるため、操縦免許証も上記のルールにより起算日が決まります。

※操縦免許証のみを更新する場合は、従来通りのルールとなります。

同時更新を行った場合の事例

【参考例】(申請日は平成26年5月1日)

○海技免状(更新期間前のもの)と操縦免許証を更新する場合



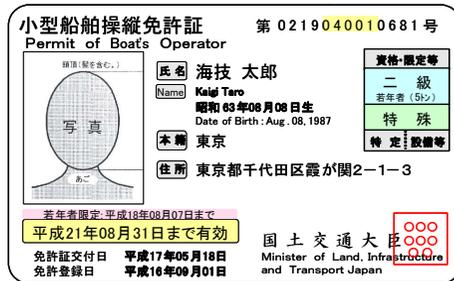
海技免状、操縦免許証
ともに起算日は
平成26年5月1日

有効期限:平成26年10月1日

有効期限:平成27年9月1日

→有効期限までの期間が6ヶ月よりも前

○海技免状(有効期限までの期間が6ヶ月以内)と操縦免許証(更新期間前)を更新する場合



海技免状、操縦免許証
ともに起算日は
平成26年8月2日

有効期限:平成26年8月1日

有効期限:平成27年10月1日

→有効期限までの期間が6ヶ月以内

身体適性基準の変更について

海技士の身体検査基準

大型の身体検査基準が以下のとおり変更となります。

○視力

変更前

第1種 裸眼視力 各眼0.6以上
第2種 各眼0.6以上(矯正視力可)

変更後

航海士 各眼0.5以上
機関士 両眼で0.4以上
通信士 各眼0.4以上

1種・2種の
区別なし

○色覚

- ①機関士、通信士ともに必要になります。
- ②全ての海技免状更新時にも必要になります。

小型船舶操縦士の身体検査基準

小型の身体検査基準が以下のとおり変更となります。

○視力

変更前

各眼0.6以上又は一眼が0.6に満たない場合でも他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.6以上であること。

変更後

各眼0.5以上又は一眼が0.5に満たない場合でも他眼の視野が左右150度以上であり、かつ、視力が0.5以上であること。

機関士、通信士の方も色覚検査が必要になります

機関士、通信士の方で、平成26年4月1日以降に海技試験の受験申請をされる方、海技免状の更新、失効再交付をされる方

→ **色覚検査が必要になります。**

身体検査証明書の色覚の欄に検査結果がないものは認められません。

海技士身体検査証明書

(申請者記入)

氏名(ふりがなをつけること)		性別	
		男 女	
出生年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする海技免状に係る資格又は受けようとする試験の種類		
年月日			
現住所			
〒 ()			

(写真)

次のような写真を貼り付けること。

- 縦30mm 横30mm
- 申請日前6月以内撮影
- 無帽、正面上半身

(指定医師記入)

1. 視力

裸眼視力(矯正視力)	左 ()	右 ()	両眼 ()
------------	-------	-------	--------

2. 色覚

正常	パネルD-15 (Pass ・ Fail)	その他 ()
----	-------------------------	---------

3. 聴力

5mの話声の弁別	可	不可
----------	---	----

4. 疾病

疾病の有無	病名及び程度(疾病のある者の場合のみ記入)	勤務への支障
有 無		有 無

5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度
有 無	

握力(手指に障害のある者の場合のみ記入)

左	kg	右	kg
---	----	---	----



(3) 運動機能(身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

①関節の屈伸

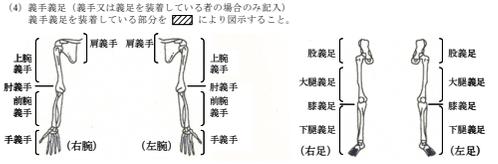
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
肘の屈伸	できる	できない

②障害のある関節(関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

左	右	左	右	左	右
肩関節	肘関節	肘関節	肩関節	肘関節	肩関節
左	右	左	右	左	右
腕関節	肘関節	肘関節	腕関節	肘関節	腕関節

③運動機能障害の程度(肘関節の屈伸ができなかった者の場合のみ記入)

一般歩行	できる	できない
膝蹴り	できる	できない
膝蹴り	できる	できない



6. 指定医師所見(受検者の船舶職員としての職務について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則表第3の検査項目について結果、上記のとおりであることを証明します。

年月日検査を行った

指定医師の氏名
医療機関の名称及び所在地

印

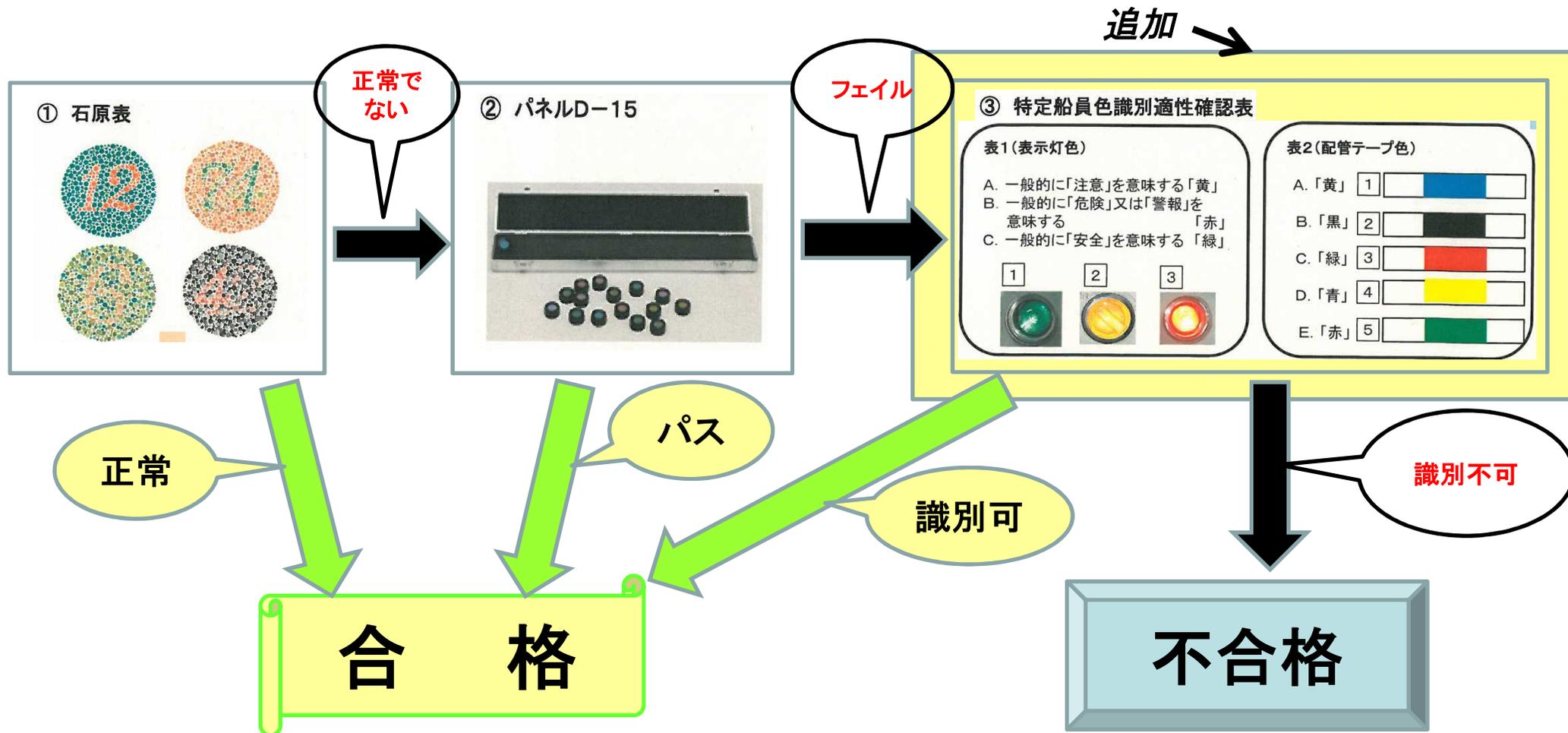
※注意

平成26年3月31日までに身体検査証明書を作成された方も、平成26年4月1日以降に海技試験の受験申請をする場合、海技免状の更新、失効再交付をする場合は、**色覚検査の結果が必要になります**ので、ご確認ください。

なお、平成26年3月31日までに海技免状の更新、失効再交付をする場合は、色覚検査は**不要**です。

- ① 石原色覚検査表国際版38表(以下「石原表」という。)により正常か否かを判定。
- ② 石原表により正常でないと判定された場合は、パネルD-15により合否を判定。
- ③ ②のパネルD-15で不合格と判定された場合は、「特定船員色識別適性確認表」により、業務上必要な色の識別が行えるか否かを確認。(海技士(機関)、海技士(通信・電子通信)の身体検査のみ実施)

※海技士(航海)については、従来通り①及び②により実施



身体検査証明書及び身体検査合格証明書

身体検査証明書

○身体検査証明書の取扱いは以下のとおり変更されます。

・身体検査証明書の作成者は、**船員法の指定医師**に限られます。

※指定医師でない医師又は講習機関の検査員が作成した身体検査証明書は認められませんのでご注意ください。

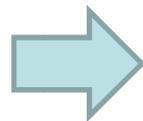
※平成26年3月31日以前に作成された身体検査証明書は、指定医師が作成したものでなくても従来通り使用できます。

※船員法の指定医師一覧：http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr4_000009.html

身体検査合格証明書

○身体検査合格証明書の取扱いは以下のとおり変更されます。

身体検査第一種合格証明書(1年有効)
身体検査第二種合格証明書(3ヶ月有効)



海技士身体検査合格証明書(1年有効)

※平成26年3月31日以前に合格証明書を交付された方

従前通り身体検査第一種合格証明書は1年、身体検査第二種合格証明書は3ヶ月有効となります。

※平成26年3月31日以前に身体検査を受け、平成26年4月1日以降に合格証明書の交付を受けようとする方

海技士身体検査合格証明書が交付されます。ただし、第二種合格の方は、身体検査を受けた日から**3ヶ月間のみ有効**となります。

履歴限定解除に関する改正点

○下記出力・航行区域の船舶に機関長又は一等機関士として乗船するためには以下の期間船舶職員として乗船履歴を有し履歴限定解除申請を行う必要があります。この度、以下のとおり一部改正(赤字)されました。

	750kW以上3000kW未満 (沿海・平水区域以外の船舶)	3000kW以上 (平水区域以外の船舶)
機関長	2年	2年→3年 (※1) 詳細は下欄参照
一等機関士	1年	1年

(※1) 機関長又は一等機関士としての乗船履歴が1年以上ある場合は合計2年で履歴限定解除が可能です。

必要な乗船履歴の詳細

○改正後の履歴限定解除の取扱いは二通りの場合に分かります。

平成26年4月1日以降に海技免状を更新する方、引き換える方、進級取得する方(※2) **ただし、平成28年12月31日までに行うこと。**

(※2) 進級取得時における「乗船履歴」について平成25年6月30日以前の乗船履歴が1日以上ある方



2年
改正前と同じ

平成26年4月1日以降に海技免許を取得する方又は進級取得する方(※3)

(※3) 進級取得時における「乗船履歴」について平成25年7月1日以降の乗船履歴のみをもって進級取得する方



3年
(※1)